

保全安全管理者に関わる概要

保全安全管理者制度に関すること

保全安全管理者とは。

高速道路等の路上作業の現場において、作業の実施に際し、利用されるお客様や作業従事者の安全確保のために重要な交通規制作業や規制内の安全に関する計画立案、安全教育、現場指導を行う一定の技術力、安全に関する知識、指導力を有する者をいい、過去5年以内に「保全安全管理講習会」の修了を求めています。

保全安全管理者となるためには、保全安全管理講習を修了する必要があります。

公益財団法人高速道路調査会(以下「当法人」という。)が行う「保全安全管理講習会」を適正に受講し、修了審査にて修了したと認められた方に対し、修了証を発行します。

この修了証は、NEXCO 各社が管理する高速自動車国道および自動車専用道路等(以下「高速道路等」という)の路上作業に際し、高速道路等を利用しているお客様および作業に従事する作業車の安全の確保がなされるよう、交通規制作業および規制内作業の安全に係わる計画、安全教育、現場指導を実施するために定め設置される専任の保全安全管理者の資格要件となります。

保全安全管理者として、高速道路上の規制を伴う工事に従事する場合は、修了証の提示等が必要となります。詳細につきましては、NEXCO 各社にご確認ください。

講習会の修了証に関すること

保全安全管理者は、5年毎に更新が必要です。

保全安全管理者(「修了証」の交付を受けた者)は、修了証の有効期限内に再度「保全安全管理講習会」を修了する必要があります。

修了証を一度取得しているが更新の手続きは？

修了証の発行から5年以内に「保全安全管理講習会」を再受講してください。

修了証が有効期限内であれば、「更新コース」を受講できます。

有効期限が過ぎてからの受講も可能ですが、その場合は「新規コース」の受講となります。

【保全安全管理者制度に関する問い合わせ先】

東日本高速道路株式会社	管理事業本部 保全部 保全課	03-3506-0111
中日本高速道路株式会社	保全企画本部 保全課	052-222-1620
西日本高速道路株式会社	保全サービス事業本部 保全サービス事業部 保全課	06-6344-4000
【保全安全管理講習会に関する問い合わせ先】		
公益財団法人高速道路調査会	事業部 共創事業課	03-6550-9114